

砂川市規則第4号  
令和7年3月31日

砂川市開業医誘致等条例施行規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市開業医誘致等条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、砂川市開業医誘致等条例（令和7年砂川市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### (地域医療体制の充実への寄与)

第3条 条例第3条第1号に規定する地域医療体制の充実に寄与しようとする者とは、地域の医師会に加入し、市民の健康診査、予防接種等に協力する者をいう。

### (建物の工事の内容)

第4条 条例第5条第1項に規定する建物の取得に伴う新築工事は、診療所等を新たに建築する工事とする。

2 条例第5条第1項に規定する建物の取得に伴う増築工事は、新たに工作物を加え、診療所等の床面積を増加させる工事（診療所等に設置する看板等を含む。）とする。

3 条例第5条第1項に規定する建物の取得に伴う改修工事及び条例第8条第3項に規定する建物の賃借に伴う改修工事は、別表第1に掲げるとおりとする。

### (在宅医療に要する費用)

第5条 条例第9条第1項第1号に規定する在宅医療を開始し、又は継続するために必要な物品の取得等に要する費用とは、別表第2に掲げるとおりとする。

2 条例第9条第1項第2号に規定する在宅医療の運営に要する費用とは、別表第3に掲げるとおりとする。

### (従事者の要件等)

第6条 条例第10条第1項に規定する従事者は、次の各号を満たす者で、別表第4に掲げるとおりとする。

- (1) 給与の形態に関係なく、日々雇用契約が締結されていない者
- (2) 時間給により雇用契約を締結している場合には、1日の雇用時間が4時間以上の者
- (3) 1週間当たりの標準勤務日数が3日以上の方

2 条例第10条第1項に規定する従事者の人件費等に要する費用は、別表第5に掲げるとおりとする。

(診療所等の経営の安定化を図るための運転資金)

第7条 条例第11条第1項に規定する開設した診療所等の経営の安定化を図るための運転資金は、別表第6に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第8条 条例第14条に規定する交付申請は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める時期(当該事業が複数年度にわたる場合は、当該事業の最初の年度を除き、その助成金の対象期間に属する年度ごとに市長が定める時期。ただし、第2号を除く。)までに、診療所等に係る助成金交付申請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 土地及び建物取得費助成金及び医療機器等取得費助成金 当該診療所等の開設等の前
- (2) 固定資産税等相当額助成金 1年度ごとに当該診療所等に賦課された固定資産税等を全額納付した日の1月後
- (3) 賃借料助成金 当該診療所等の開設等の前
- (4) 在宅医療支援助成金 当該診療所等において、在宅医療を開始する前又は在宅医療を継続するために必要な物品の取得等の前
- (5) 人材確保支援助成金 当該診療所等において、助成の対象となる従事者の雇用期間が1年を経過した日の1月後
- (6) 経営安定化支援助成金 当該診療所等の開設の前

2 条例第14条に規定する必要な書類は、次に各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 土地及び建物取得費助成金 次に掲げる書類(アからエまでに掲げる書類については、新たに開設する場合に限る。以下同じ。)
  - ア 医師免許証の写し
  - イ 履歴書
  - ウ 事業計画書
  - エ 収支予算書
  - オ 居住している市町村の納税証明書(市内居住の場合は市税納入に係る確認同意書)
  - カ 土地及び建物の取得に要する費用を確認できる書類
  - キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 医療機器等取得費助成金 次に掲げる書類
  - ア 前号アからオまでに掲げる書類
  - イ 医療機器等の取得に要する費用を確認できる書類
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (3) 固定資産税等相当額助成金 次に掲げる書類
  - ア 第1号オに掲げる書類
  - イ 固定資産税等相当額に係る明細書
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- (4) 賃借料助成金 次に掲げる書類
  - ア 第1号アからオまでに掲げる書類
  - イ 土地、建物及び医療機器等の賃借料を確認できる書類
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (5) 在宅医療支援助成金 次に掲げる書類
  - ア 第1号アからオまでに掲げる書類
  - イ 在宅医療に要する費用を確認できる書類
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (6) 人材確保支援助成金 次に掲げる書類
  - ア 助成の対象となる従事者の状況及びその内容を確認できる書類
  - イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (7) 経営安定化支援助成金 次に掲げる書類
  - ア 第1号アからオまでに掲げる書類
  - イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付等の決定)

第9条 条例第15条第1項に規定する通知書は、診療所等に係る助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）によるものとする。

(変更の申請等)

第10条 条例第16条第1項に規定する変更申請書は、診療所等に係る助成金交付決定変更申請書（別記第3号様式）によるものとする。

2 条例第16条第2項に規定する通知書は、診療所等に係る助成金交付決定変更承認（不承認）決定通知書（別記第4号様式）によるものとする。

(記載事項の変更の届出)

第11条 条例第17条に規定する届出書は、診療所等に係る助成金交付申請記載事項変更届出書（別記第5号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第12条 条例第18条に規定する届出書は、診療所等に係る助成金交付申請取下げ届出書（別記第6号様式）によるものとする。

(実績報告)

第13条 条例第19条に規定する実績報告書は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、診療所等に係る助成金交付事業実績報告書（別記第7号様式）により、当該各号に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 土地及び建物取得費助成金 次に掲げる書類

- ア 診療所等の開設届出済証の写し（新たに開設する場合に限る。以下同じ。）
  - イ 土地及び建物を取得したことを証する契約書の写し
  - ウ 土地及び建物の取得に要した費用の支出を確認できる書類
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- (2) 医療機器等取得費助成金 次に掲げる書類
- ア 前号アに規定する書類
  - イ 医療機器等の取得に要した費用の支出を確認できる書類
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- (3) 固定資産税等相当額助成金 市長が必要と認める書類
- (4) 賃借料助成金 次に掲げる書類
- ア 第1号アに規定する書類
  - イ 土地、建物及び医療機器等に係る賃借契約書の写し
  - ウ 当該賃借に要した費用の支出を確認できる書類
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- (5) 在宅医療支援助成金 次に掲げる書類
- ア 第1号アに規定する書類
  - イ 在宅医療に要した費用の支出を確認できる書類
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (6) 人材確保支援助成金 次に掲げる書類
- ア 助成の対象となる従事者の雇用に係る費用の明細書
  - イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (7) 経営安定化支援助成金 次に掲げる書類
- ア 収支決算書
  - イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金確定額の通知)

第14条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、診療所等に係る助成金額確定通知書（別記第8号様式）により、助成開業医に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の額を確定した場合において、既に当該額を超えて助成金を交付しているときは、確定した助成金の額を超える部分について返還させるものとする。

(助成金の交付)

第15条 市長は、前条第1項に規定する助成金の額の確定後、助成開業医の請求により助成金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第4条第7号に規定する経営安定化支援助成金については、条例第15条第1項に規定する助成金の交付決定後、助成開業医の請求により助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第16条 市長は、条例第20条に規定する助成金の交付決定の取消し等を決定したときは、診療所等に係る助成金取消等決定通知書（別記第9号様式）により、当該助成開業医に通知するものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	内容
修繕工事	診療所等の内部、外壁、屋根、基礎を修繕する工事（診療所等に設置する看板等を含む。）
一部改修工事	診療所等の一部を取り壊し、同規模程度の工作物を建築する工事（診療所等に設置する看板等を含む。）
設備工事	電気、給排水、暖房、空調等の設備工事
外構工事	駐車場、街灯の整備等の外構工事

別表第2（第5条関係）

助成対象費用	費用の内訳
在宅医療の開始又は継続に必要な物品の取得等に要する費用	(1) 車両の取得費及び賃借料 (2) 医療機器等の取得費及び賃借料 (3) その他市長が特に必要と認めるもの

別表第3（第5条関係）

助成対象費用	費用の内訳
在宅医療の運営に要する費用	(1) 雇用した職員の人件費 (2) 広告宣伝費 (3) 燃料費 (4) その他市長が特に必要と認めるもの

## 別表第4（第6条関係）

助成対象者	従事者に該当する者
従事者	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事から免許証の交付を受け、診療所等において医療業務に従事する者のうち看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士及び栄養士 (2) 診療所等の運営に係る事務を取り扱う者 (3) その他市長が特に必要と認める者

## 別表第5（第6条関係）

助成対象費用	費用の内訳
従事者の人件費等に要する費用	(1) 雇用した職員の人件費 (2) その他市長が特に必要と認めるもの

## 別表第6（第7条関係）

助成対象費用	費用の内訳
診療所等の経営の安定化を図るための運転資金	(1) 雇用した職員の人件費 (2) 消耗品費 (3) 印刷製本費 (4) 燃料費 (5) 光熱水費 (6) 広告宣伝費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 地域の医師会の加入に係る負担金 (9) その他市長が特に必要と認めるもの